

「サイバーセキュリティ普及啓発」ロゴマーク使用規約

平成26年 1月23日制定

平成27年 1月 9日改定

内閣サイバーセキュリティセンター

1. 目的

本規約は、サイバーセキュリティの重要性について国民一人ひとりの関心を高め、理解を深めるための活動である「サイバーセキュリティ普及啓発」の趣旨に賛同し、それを推進しようとする者に対し、「サイバーセキュリティ普及啓発ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」といいます。）の使用について必要な事項を定めるものです。

2. ロゴマーク

ロゴマークは、別紙に掲げるとおりです。

3. 管理者

ロゴマークの管理者は、内閣サイバーセキュリティセンター長とします。

4. 事務局

ロゴマークの管理に係る事務局は、内閣サイバーセキュリティセンターとします。

5. 使用方法等

「サイバーセキュリティ普及啓発」の趣旨に賛同し、その推進のための取組を実施する場合、本規約に基づき、管理者宛にロゴマーク使用の届出を提出することにより、ポスター、パンフレット、名刺、封筒、WEBサイト等にこのロゴマークを使用することができます。

内閣サイバーセキュリティセンターは、ロゴマークを使用しようとする者（以下、「使用者」といいます。）が、本規約を遵守することを条件として、ロゴマークの使用を許諾するものであり、使用者がロゴマークをした場合には、本規約の条件を承諾したものとみなします。

ロゴマークは、判読できるサイズであれば拡大・縮小しての使用が可能です。ただし、縦横の比率を変更しての拡大縮小、規定以外のカラーの使用、

回転・変形等の変更しないでください。

ロゴマークは、商標法の保護の対象になります（商標登録番号：第5648615号及び第5648616号）。

なお、「知る・守る・続ける」の文字と組み合わせて使用する場合は、文字をロゴマークの中心に配置するほか、ロゴマークの上下左右に配置することができます。

ロゴマークの使用にあたっては、「サイバーセキュリティ普及啓発」の趣旨に賛同していることを示す文言を付記することを推奨します。

6. 使用手続等

- (1) ロゴマークの使用者は、あらかじめ「サイバーセキュリティ普及啓発ロゴマーク使用届出書」（様式）に、ロゴマークの使用方法及び具体的な使用方法が分かる資料等を管理者に提出してください。
- (2) 届出書の提出により、本規約を遵守して、「サイバーセキュリティ普及啓発」を推進しようとする者とみなされ、ロゴマークを無償で使用することができます。
- (3) ロゴマークの使用者が、本規約に違反した場合、又はその疑いがあり、管理者からの是正指示に応じない場合、管理者は、その使用の許諾を取り消すことがあります。

7. 使用にあたっての禁止事項

ロゴマークを以下のように使用することはできません。

- (1) 「サイバーセキュリティ普及啓発」の目的以外に使用すること
- (2) 法令や公序良俗に反すると認められるような方法で使用すること
- (3) 募金活動と結びつけて使用すること
- (4) 企業・団体等が提供する特定の商品やサービスの品質・安全性を担保又は証明するような使用若しくは保証すると誤認させるような使用をすること
- (5) 営利目的、販売目的、売名目的等で使用すること
- (6) ロゴマークの使用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供若しくは転貸し、又は代理使用を許諾すること
- (7) 虚偽の申告、届出をして使用すること
- (8) その他「サイバーセキュリティ普及啓発」の趣旨に明らかに反すると認められるような方法で使用すること

8. 事故・苦情等の処理

ロゴマークを使用した施策、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下で必要な措置を講じてください。

9. 規約の改訂

本規約は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合があります。